

従業員様の住民税を特別徴収（給与からの天引）にされている事業所様には、今月中に新年度（令和2年6月～令和3年5月）の特別徴収税額の通知が、各市区町村より届く予定となっております。ご確認をお願い致します。

2020

5月号

vol.77

NEWS LETTER

例年でしたら「風薫る初夏」と形容される5月も、ウイルス騒動による自粛要請で季節感の無いものとなっております。私自身、好きなゴルフも遠慮している状況ですが、このコロナ禍の中において多くの発見がありました。そのうちの三つをご紹介しますと思います。

一つ目は、一個人の経済活動の自粛が地球規模まで拡大すれば、ほんの一月で時の権力者や億万長者の力を削ぐことが可能であった、ということです。二つ目は、経済活動の多くが不要不急のことであった、ということです。三つ目は、ネット環境のおかげで、特に移動しなくても多くの用事は済む、ということです。

共感していただけたものもあったかもしれません。他にもたくさんあります。いつか酒食を共にしながら、オフラインで皆様とこの騒動を振り返れたらと思います。自粛期間があと一月で終わりますように。

岡村 景明

- * **新型コロナウイルス感染症対策
で行われた在宅勤務の実態**
- * **個人事業主が受け取る
助成金の課税関係**
- * **Message From Staff
～在宅の過ごし方～**



新型コロナウイルス感染症対策 で行われた在宅勤務の実態



ここでは、これからテレワークを導入する企業等への参考情報として、新型コロナウイルス感染症対策（以下、感染症対策）として今年3月に実施されたテレワーク（在宅勤務）（以下、在宅勤務）の実態に関する調査結果※をみていきます。

感染症対策としての実施は2.6%

上記調査結果から、感染症対策として在宅勤務を実施した割合を合計すると、12.6%でした。詳細は表1のとおりです。

【表1】在宅勤務実施の有無（%）

元々実施してきており、（今回特別という訳でなく）通常通り実施した（A）	2.9
元々実施したことはあったが、今回、対策の一環として（あらためて）実施した（B）	4.5
元々実施したことはなかったが、今回、対策の一環として（はじめて）実施した（C）	5.2
実施したかったができなかった	15.6
実施するつもりはなく、実施しなかった	71.9

国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

対策の一環として初めて実施した割合は5.2%でした。調査日が3月9日と10日で、その前1ヶ月程度の期間での在宅勤務の実施状況ということもあり、実施割合は低調です。

【表2】在宅勤務を実施してみて問題があったこと（%）

	(A)	(B)	(C)	全体
営業・取引先等との連絡・意思疎通に苦労した	7.3	10.2	9.4	9.2
同僚や上司などとの連絡・意思疎通に苦労した	4.8	12.2	10.3	9.7
会社でないと閲覧・参照できない資料やデータなどがあった	13.7	30.1	31.3	26.8
自宅に仕事に専念できる物理的環境（個室・間仕切りによるスペースや机・椅子など）がなく、仕事に集中できなかった	2.4	9.2	7.6	7.0
自宅で仕事に専念できる状況になく（家事や育児を優先）、仕事に集中できなかった	7.3	4.6	3.6	4.8
会社のテレワーク制度が明確ではない（自己判断による実施）ため、やりづらかった	4.0	6.1	15.6	9.6
セキュリティ対策に不安があった	1.6	4.1	3.1	3.1
その他の問題があった	0.8	2.6	2.2	2.0
特に問題はなかった	58.1	20.9	17.0	27.8

国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

※国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

対象は民間会社、官公庁等の正社員・職員、及び派遣社員、契約社員等を本業としていると回答した人35,807人、回答数は4,532人です。表の合計は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000055.html

最大の問題はデータ等へのアクセス

次に表1の（A）から（C）の別に、在宅勤務を実施してみて問題があったことをまとめると、表2のとおりです。

全体の70%以上で問題があったとしています。最も回答割合が高かったのは、会社でないと閲覧・参照できない資料やデータなどがあって、全体で26.8%です。

国土交通省では、緊急時のテレワーク実施に当たっては、以下の点の重要性が改めて確認されたとしています。

- 平時からの準備（テレワークに関する社内規程などの制度整備やペーパーレス化・クラウド化など仕事に必要な資料へのアクセス手段の確保等）
- 日頃からのテレワーク実施

在宅勤務を実施する際は注意しましょう。



個人事業主が受け取る 助成金の課税関係



私は個人で美容院を経営しています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の子供が通う小学校が臨時休業となり、出社できないこととなったため、当該者へ特別休暇を与え、国から《小学校休業等対応助成金》を受け取ることとなりました。その後、店舗を構える地域で緊急事態宣言の発令があったため、一定期間の休業を行うこととなり、新型コロナウイルス感染症特例措置である《雇用調整助成金》も受け取る予定です。これらの助成金を受け取ったときの課税関係を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体（以下、国等）から支給される助成金がありますが、課税関係はそれぞれ異なります。ご相談者は個人で美容院を経営されていることから、“個人事業主”に該当します。個人事業主が支給を受ける《小学校休業等対応助成金》や《雇用調整助成金》は、いずれも“事業所得”として所得税の課税対象となります。

課税対象となるもの、ならないもの

国等から支給される助成金は、個々の事実関係によって、所得税の計算上、課税の対象となるもの、ならないものに分かれます。

(1) 課税の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合には、課税の対象とはなりません。（非課税所得）

- ☑ 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの（児童手当など）
- ☑ その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの（臨時福祉給付金など）
 - ☑ 学資として支給される金品
 - ☑ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

(2) 課税の対象となるもの

(1) のいずれにも該当しない助成金は、課税の対象となります。課税の対象となる助成金は、次のいずれかの所得に区分します。

所得	助成金	(例)
事業	業務上の取引に関連して支給される助成金	事業者の収入減少に対する補償や、支払賃金など必要経費の支出補填を目的とした支給など
一時	業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金	臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するものなど
雑	上記いずれにも該当しない助成金	

ご相談のケースは、いずれの助成金も従業員へ支払う休業手当等賃金の補填であり、業務上の取引に関連して支給される助成金に該当することから、事業所得に該当します。

今後も国の施策として、様々な助成金が支給されることと思われます。課税の判断は、当事務所までお問い合わせください。

Message From Staff

～ 在宅の過ごし方 ～

今回は延長された自粛期間のお供にオススメの映像作品をご紹介します。

川端 & 芦谷

映画編

【ジュマンジシリーズ】

・ジュマンジ
・ザスーラ
・ジュマンジウェルカムトゥザジャングル
・ジュマンジネクストステージ
ボードゲームの出来事が本当になってしまう、お馴染みの物語。
個人的には、パート2の、宇宙編が面白かったです！お子さんも一緒に、家族で楽しめます！

【ドラえもんシリーズ】

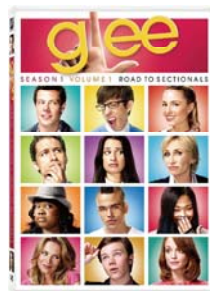
広い年代で楽しめる
代表作！
そして最後はハッピー
エンドなストーリーに
心が浄化されます！！



海外ドラマ編

【ER 緊急救命室】

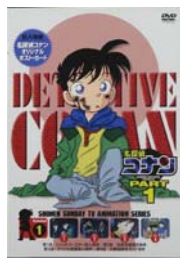
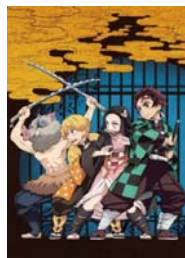
懐かしの元祖、医療ドラマ。
リアルで息つく間もない展開
は、やっぱりいつ観ても面白
いです！



【glee】

アメリカの高校が舞台の、
青春コメディミュージカル
ドラマ。
毎回流れる、歌とダンス
ナンバーが圧巻です！

アニメ編



【鬼滅の刃】

今の話題作をこの機会に！
兄弟愛や家族愛がテーマの
大人気アニメ。涙なしでは
見られない！深イです！

【名探偵コナン】

話数が多い超人気作！！
初心(?)に戻ってコナンを一から
見返すのも、懐かしくていいですね！
Amazonprime でシーズン1～3まで
(128話まで) 無料で視聴できます！

facebook やってます！！

田邨・浦山の新人コンビが
毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamuratax/>

最後まで読んでいただきありがとうございます。
皆様に合う作品はありましたでしょうか？
ご紹介した作品は、全て外出せずに観ることが
出来る Amazonprime の中から厳選しました。
皆様のオススメも是非教えてください。

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

